

全建事発第 121 号

令和 2 年 11 月 26 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

専務理事 山崎 篤 男

改正独占禁止法施行に伴い導入される新制度

の経済団体向け講師派遣について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正独占禁止法については、令和元年 6 月に成立し、本年 12 月 25 日に施行されます。改正内容は、事業者による調査協力の促進等を図ることを目的として、調査協力減算制度の導入、課徴金の算定方法等の見直しを行うものです。

今般、公正取引委員会より、新制度の内容を広く周知するため、団体等による会員企業向け説明会等への講師派遣について、別添のとおり通知がありましたのでご案内申し上げます。

以 上

担当：事業部 堤

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyozenken-net.or.jp